

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿一丁目25番1号
新宿センタービル8階
ニッシン債権回収株式会社
代表取締役社長 合 田 益 己

第8期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第8期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討下さいまして、平成21年6月25日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔書面による議決権の行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年6月25日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

〔電磁的方法（インターネット）による議決権の行使の場合〕

パソコンから議決権行使サイト（<http://www.it-soukai.com> 又は <https://daiko.mizuho-tb.co.jp>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内にしたがって、平成21年6月25日（木曜日）午後6時までに賛否をご入力下さいますようお願い申し上げます。なお、詳細は巻末の「インターネットでの議決権行使について」をご覧ください。

敬 具

記

- | | |
|--------------------|---|
| 1. 日 時 | 平成21年6月26日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都新宿区西新宿3丁目2番9号
新宿ワシントンホテル
本館3階「すばる」 |
| 3. 会議の目的事項
報告事項 | 1. 第8期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第8期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 第三者割当による募集株式発行（第1回第一種優先株式）の件 |

第3号議案 第三者割当による募集株式発行（第2回第一種優先株式及び第3回第一種優先株式）の募集事項決定の委任の件

第4号議案 取締役11名選任の件

第5号議案 監査役2名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面に議案に対する賛否の表示のない場合は、賛成の表示があったものとして取扱いたします。
- (2) インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.nissin-servicer.co.jp>)に掲載させていただきます。

事業報告

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（平成20年4月1日～平成21年3月31日）における我が国経済は、サブプライム問題に端を発した世界的な金融市場混乱の影響を受け、株価下落や円高の進行に伴い企業業績は急激に悪化し、景気後退は鮮明となり、先行きの不透明感はより一層増しております。

当社グループにおきましても金融市場の信用収縮の長期化、不動産市況の著しい低迷及び流動性の低下等の影響から、資金調達環境が悪化しており、また債権管理回収業務のうち特に不動産担保付債権の回収並びに連結子会社で行う不動産業務が低迷するなど、事業環境は極めて厳しい状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは、現在の資産と負債の圧縮並びにコストの削減に努め、自己投資による収益とフィービジネスによる収益のバランスのとれた業務運営を推進し、資金効率を高めた収益構造への転換を図るべく、当社の筆頭株主であるN I Sグループ株式会社から平成20年12月に当社株式を取得した日本振興銀行株式会社、また、中小企業保証機構株式会社、ビービーネット株式会社（現社名「中小企業投資機構株式会社」）及び両社が属する、「中小企業に対するあらゆるサービスを提供できる仕組みを共同で構築する」というビジョンを共有する独立した企業体のネットワークとして創設された「中小企業振興ネットワーク」からの資金支援や資産圧縮への協力、当社への債権回収業務の委託による当社収益拡大や当社人員の出向受入れによる経費削減等の全面的な協力のもと、経営再建に向けた取り組みを推進しております。なお、平成21年2月には当社臨時株主総会の開催により、日本振興銀行株式会社及び中小企業振興ネットワークに属する企業から役員を招聘しております。また、平成21年3月には、自己資本増強策の一環として、中小企業信販機構株式会社及び株式会社インデックス・ホールディングスを対象に、それぞれ312,500株、合計625,000株、発行総額600百万円の第三者割当増資を行いました。

当連結会計年度における営業収益につきましては、資金調達環境の悪化に伴い債権買取を抑制していることから回収高が伸長しなかったこと及び不動産担保付債権の回収高の低下等により、買取債権回収高は8,485百万円（前連結会計年度末比54.8%減）、不動産の流動性低下による物件売却の遅延から不動産売上高は3,365百万円（同22.2%減）となり、その他の収益1,760百万円（同62.9%減）を合わせ、合計では13,610百万円（同51.1%減）となりました。

営業費用につきましては、買取債権回収高に伴う債権買取原価6,168百万円（同

52.2%減)、不動産市況の著しい低迷を受け買取不動産評価損3,395百万円を計上したことから、同評価損を含む不動産売上原価6,719百万円(同40.5%増)となり、その他の原価236百万円(同91.5%増)を合わせ、合計では13,125百万円(同26.3%減)となりました。この結果、営業総利益は485百万円(同95.2%減)となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、主に給料手当458百万円(同29.1%減)、買取債権に伴う貸倒関連費用2,212百万円等(同0.9%増)を計上し、合計4,491百万円(同13.1%減)となりました。この結果、営業損失は△4,006百万円となりました。

営業外収益は、91百万円(同126.1%増)となり、営業外費用につきましては、主に資金調達に伴う支払利息2,403百万円(同91.0%増)等により、合計で2,814百万円(同68.5%増)となりました。この結果、経常損失は△6,729百万円となりました。

また、特別利益31百万円(同161.4%増)、投資有価証券評価損531百万円を含む特別損失596百万円(同256.4%増)、繰延税金資産の全額取り崩しによる法人税等調整額(損失)1,666百万円を含む法人税等関連費用1,693百万円(同1.6%減)、少数株主利益△132百万円の計上により、当期純損失は△8,856百万円となりました。

(2) 資金調達の状況

(単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
短期借入金	17,014	13,360	7,477	22,897
長期借入金	25,187	500	17,255	8,431
社債	880	—	130	750
合計	43,081	13,860	24,862	32,078

(注) 運転資金の効率的な調達を行うため、その他の関係会社であるNISグループ株式会社と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越契約及び	
貸出コミットメントの総額	10,170 百万円
借入実行金額	△1,700 百万円
差引額	8,470 百万円

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資の総額は12百万円であり、債権管理回収業務の強化を目的とした基幹システムの開発に伴う無形固定資産の取得によるものであります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

期 別	第 5 期	第 6 期	第 7 期	第 8 期 (当連結会計年度)
決 算 年 月	平成18年 3 月	平成19年 3 月	平成20年 3 月	平成21年 3 月
営 業 収 益	15,947	31,690	27,859	13,610
経 常 利 益	4,029	5,192	3,245	△6,729
当 期 純 利 益	2,353	2,711	1,258	△8,856
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	4,360円70銭	2,509円80銭	1,157円94銭	△7,799円37銭
総 資 産	40,903	62,470	56,717	36,709
純 資 産	6,649	9,758	10,555	3,701
自 己 資 本 比 率	16.3%	13.7%	15.8%	1.9%
1 株 当 たり 純 資 産 額	12,342円60銭	7,895円48銭	8,204円92銭	402円54銭

- (注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
 2. 第6期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
 3. 平成17年5月20日付で、1株につき2株の割合をもって株式分割しております。
 4. 平成17年11月21日付で、1株につき2株の割合をもって株式分割しております。
 5. 平成18年4月1日付で、1株につき2株の割合をもって株式分割しております。

(5) 対処すべき課題

金融市場混乱の長期化や不動産市況の著しい低迷等の影響から、当社グループの事業環境及び財務環境は極めて厳しい状況が続くなか、現在の資産と負債の圧縮並びにコストの削減に努め、これまで培ってきた債権管理回収業務に関するノウハウを十分に生かし、債権回収受託業務等の拡大を図り、自己投資による収益とフィービジネスによる収益のバランスのとれた業務運営を推進し、資金効率を高めた収益構造への転換を図ることが最優先の経営課題であると認識しております。

このような状況のもと、当社グループといたしましては、特に下記の課題に重点をおき対処していく方針であります。

①資産と負債の圧縮

既存の買取債権の回収及び買取不動産の売却の促進による、取引金融機関からの借入金返済財源の確保

②資金効率を高めた収益構造への転換

債権回収に関する受託業務、アドバイザリー業務の拡大により、有利子負債調達に過度に依存せず安定的な収益を獲得

③固定費の圧縮による経費削減

現状の事業規模に見合った組織体制構築等による経費削減

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、当社及び連結子会社18社、持分法適用関連会社11社を含めた計30社で構成されており、債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権管理回収業を主たる事業内容として展開しております。

当社は、平成13年7月に設立された債権回収会社であり、平成13年10月に法務大臣から債権管理回収業に関する特別措置法（以下「サービサー法」という。）に基づく債権管理回収業の営業許可を受け業務を開始いたしました。

当社グループの事業は、サービサー法に規定されている金融機関等が有する貸付債権等の金銭債権（以下「特定金銭債権」という。）の買取及び当該買取債権の管理回収に関する業務が主体であります。サービサー法に基づく債権回収会社の業務は、自己の投資判断と資金により買取した債権の管理回収業務と、債権へ投資した第三者からの債権管理回収受託業務とに大別されますが、当社は、自己買取及び管理回収事業をコアビジネスとして展開しております。

また、当社グループは、他の投資家と共同で特定金銭債権の共同買取業務等を行っており、当社は当社グループ会社が買取した債権の管理回収業務の受託業務も行っております。

(7) 主要な営業所

① 当社の営業所等

営業所等の名称	設備の内容	所在地
本社	事務所	東京都新宿区

② 主な子会社の営業所等

子会社の名称	営業所等の名称	設備の内容	所在地
(有)ジェイ・ワン・インベストメンツ	本社	事務所	東京都新宿区
(有)ミヤコキャピタル	本社	事務所	東京都新宿区
(有)ジェイ・ツー・中国投資	本社	事務所	東京都新宿区

(8) 従業員の状況

平成21年3月31日現在

区 分	債権投資・管理回収部門	合 計
従業員数(名)	50 (2)	50 (2)

- (注) 1. 従業員数には、他の会社よりの出向者が15名含まれております。
 2. 従業員数欄の()は、臨時従業員数の年間平均雇用人員であり、外書で記載しております。
 3. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 (百万円)	当 社 の 議 決 権 比 率 (%)	主要な事業内容
(有)ジェイ・ワン・インベストメンツ	3	100.0	投資・不動産関連事業
(有)ミヤコキャピタル	3	100.0	債権買取
(有)ジェイ・ツー・中国投資	3	100.0	投資事業
ジャパンインキュベーションファンドIV投資事業組合	3,626	54.1	投資事業
他14社	—	—	—

③ 重要な関連会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の 議決権比率 (%)	主要な事業内容
(有)シー・エヌ・キャピタル	3	50.0	債権買取
(有)シー・エヌ・ツー	7	50.0	債権買取
(有)シー・エヌ・スリー	6	50.0	債権買取
(有)シー・エヌ・フォー	6	50.0	債権買取
(有)シー・エヌ・インベストメンツ	3	50.0	不動産関連事業
ストラテック(株)	100	43.0	企業再生ファンドの運営等
他5社	—	—	—

④ 企業結合の経過

当連結会計年度から新たに組成したジャパン・インキュベーション・ファンドIV投資事業組合を連結の範囲に含めております。

また、前連結会計年度まで連結範囲に含めていた合同会社西新宿エイト、有限責任中間法人西新宿エイト及びその他4社を合わせた計6社がそれぞれ事業終了に伴い清算終了したため、当連結会計年度末において連結の範囲より除外しております。なお、清算終了時までの損益計算書を連結しております。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
日本振興銀行株式会社	8,793百万円
中小企業保証機構株式会社	4,817
中小企業債権回収機構株式会社	4,600
カーバル インベスターズ ジャパン合同会社	2,970
株式会社愛媛銀行	2,355

(11) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社は株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な対策として位置付け、利益の状況や将来の事業展開などを総合的に判断しながら配当による利益還元を行っていく方針であり、配当政策につきましてはグループ経営の成果指標である連結業績を重視し、連結当期純利益に対する配当性向30%を目途とすることとしております。

しかしながら当連結会計年度におきましては多額の純損失を計上したことから、株主の皆様には大変申し訳なく存じますが、当期及び次期の配当金につきましては見送ることとさせていただきます。今後につきましては早期の復配を実現すべく、経営改善を図り安定的に利益が計上できる収益構造を構築してまいります。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 3,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,712,440株
- (3) 当期末株主数 8,028名
(前期末比 △724名)
- (4) 大株主の状況（自己株式を除く発行済株式総数の10分の1以上の数の株式を有する株主）

株 主 名	持 株 数
N I S グ ル ー プ 株 式 会 社	441,160株
中 小 企 業 信 販 機 構 株 式 会 社	312,500株
株式会社インデックス・ホールディングス	312,500株

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当又は主な職業	他の法人等の代表状況等
代表取締役社長 兼執行役員	合 田 益 己		
代表取締役副社長 兼執行役員	蜂 須 賀 丈 晴		
常務取締役 兼執行役員	山 口 達 也	経営管理部長	
取締役 兼執行役員	森 泉 浩 一	投資事業部長	
取締役 兼執行役員	豊 嶋 秀 直	弁 護 士	
取 締 役	清 水 克 敏		中小企業不動産機構株式会社 代表取締役 SME不動産販売株式会社 代表取締役
取 締 役	小 室 康 二		
取 締 役	寺 崎 洋 二		
取 締 役	今 村 和 夫		
取 締 役	丸 山 宏 幸		
取 締 役	安 田 兼 人		
監 査 役	山 田 啓 之	税 理 士	株式会社ジービージー 代表取締役 エイジックス株式会社 代表取締役
監 査 役	白 石 幸 雄		
監 査 役	末 永 俊 幸		

(注) 1. 当期中の取締役及び監査役の異動

(1) 就任

平成21年2月27日開催の臨時株主総会において、蜂須賀丈晴、小室康二、寺崎洋二、今村和夫、丸山宏幸、安田兼人の各氏は取締役に、白石幸雄、末永俊幸の両氏は監査役に新たに選任され、就任いたしました。

(2) 退任

取締役寄岡秀夫氏及び監査役森田昌弘、大森廣行、吉本修二の各氏は、平成21年2月27日開催の臨時株主総会終結の時をもって、辞任いたしました。

2. 取締役豊嶋秀直氏は、債権管理回収業に関する特別措置法第5条第4項に定める取締役弁護士であります。
3. 取締役小室康二、寺崎洋二、今村和夫、丸山宏幸、安田兼人の各氏は、社外取締役であります。
4. 監査役山田啓之、末永俊幸の両氏は、社外監査役であります。
5. 監査役山田啓之氏は、税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	人数	報酬等の額	摘要
取締役	5人	50百万円	
監査役	6人	31百万円	
合計	11人	81百万円	

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成13年8月2日開催の臨時株主総会において、年額150百万円以内（ただし、使用人分は含まない）、及び平成18年6月23日開催の第5期定時株主総会において、当該取締役報酬限度額とは別枠として、ストック・オプションとして割り当てる新株予約権に係る報酬等の枠、年額50百万円以内（ただし、使用人分は含まない）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成13年8月2日開催の臨時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。
4. 期末現在の人員は取締役11名、監査役3名であります。取締役及び監査役の支給人員と相違しているのは、無報酬の取締役1名、社外取締役5名が存在しており、平成21年2月27日開催の臨時株主総会終結の時をもって退任した監査役3名を含んでいるためであります。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の会社の業務執行者との兼職状況

区分	氏名	兼職先会社名	兼職の内容
社外取締役	小室 康 二	日本振興銀行株式会社	使用人
社外取締役	寺 崎 洋 二	中小企業人材機構株式会社	使用人
社外取締役	今 村 和 夫	中小企業債権回収機構株式会社	使用人
社外取締役	丸 山 宏 幸	中小企業債権回収機構株式会社	使用人
社外取締役	安 田 兼 人	中小企業債権回収機構株式会社	使用人

- (注) 当社は日本振興銀行株式会社及び中小企業債権回収機構株式会社との間に、資金の借入等の取引関係があります。

② 他の会社の社外役員との兼任状況

区分	氏名	兼職先会社名	兼職の内容
社外取締役	寺 崎 洋 二	株式会社ベンチャー・リンク	社外監査役

- ③ 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係
該当事項はありません。

④ 社外役員の子な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	小室 康 二	平成21年2月の就任後、当事業年度中に開催の取締役会3回中3回に出席し、主に銀行業務に関する豊富な経験を活かした発言を適宜行っております。
取締役	寺崎 洋 二	平成21年2月の就任後、当事業年度中に開催の取締役会3回中1回に出席し、主に銀行業務、経営管理業務に関する豊富な経験を活かした発言を適宜行っております。
取締役	今村 和 夫	平成21年2月の就任後、当事業年度中に開催の取締役会3回中3回に出席し、主に銀行業務、債権管理回収業務に関する豊富な経験を活かした発言を適宜行っております。
取締役	丸山 宏 幸	平成21年2月の就任後、当事業年度中に開催の取締役会3回中3回に出席し、主に銀行業務、債権管理回収業務に関する豊富な経験を活かした発言を適宜行っております。
取締役	安田 兼 人	平成21年2月の就任後、当事業年度中に開催の取締役会3回中3回に出席し、主に銀行業務、債権管理回収業務に関する豊富な経験を活かした発言を適宜行っております。
監査役	山田 啓 之	当事業年度中に開催の取締役会23回中16回、監査役会15回中15回に出席し、主に税理士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。
監査役	末 永 俊 幸	平成21年2月の就任後、当事業年度中に開催の取締役会3回中2回、監査役会1回中1回に出席し、主に銀行業務、検査業務の豊富な経験を活かした発言を適宜行っております。

⑤ 責任限定契約に関する事項

当社は、社外取締役については平成16年6月18日開催の第3期定時株主総会、社外監査役については平成18年6月23日開催の第5期定時株主総会において、それぞれ定款を変更し、責任限定契約に関する規定を設けております。

(a) 社外取締役の責任限定契約

社外取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金10百万円又は法令の定める額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

(b) 社外監査役の責任限定契約

社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金10百万円又は法令の定める額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

⑥ 社外役員の報酬等の総額

区分	人数	報酬等の額	当社の子会社からの役員報酬等
社外取締役	5人	一百万円	一百万円
社外監査役	2人	11百万円	一百万円
合計	7人	11百万円	一百万円

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

三優監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

項目	金額
①報酬等の額	18百万円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18百万円

(注) 当社と会計監査人との間の契約において会社法に基づく監査報酬と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分しておらず、また実質的にも区分できないため、①の金額には金融商品取引法に基づく監査報酬を含めた合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により、会計監査人を解任するものとしたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告するものとしたします。

この他、監査役が、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認める場合には、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的とすることを、取締役会に対し請求し、又は、取締役会に同意を求められたときは同意するものとしたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制確立のため、以下のとおり体制を整備することとする。

- ①「経営管理部」をコンプライアンス担当部門とし、コンプライアンス規程等の整備とその運用を図る。
- ②「内部監査部」は、各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止及びその改善を行う。
- ③「経営管理部」は、「内部監査部」、「事務管理部」、「法務部」と連携し、コンプライアンスの全取締役及び使用人への浸透を図るため、定期的な研修を行う。

(2) 取締役の職務の執行にかかわる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に関する情報及び文書の取扱いについて、法令で作成・保管が義務づけられている情報及び文書の他、会社の重要な意思決定、及び重要な業務執行に関する情報及び文書等に関して、「文書管理規程」「文書管理細則」に基づき、適切に保存及び管理するものとする。また、これらの規程を必要に応じて改訂し、又は関連規程等との調整を図るものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①「経営管理部」をリスク管理統括部門とし、リスク管理規程等の整備とその運用を図る。
- ②「経営管理部」は、関連部門と連携して当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。
- ③新たに生じたリスクに対応するため、必要に応じ、社長から全社に示達するとともに、速やかに対応責任者となる取締役又は部署長を定める。
- ④リスクその他重要事実の開示体制については、「内部者取引管理規程」に定める当社内部情報の管理に基づき体制を整備する。
- ⑤「経営管理部」は、全取締役及び使用人について研修を実施し、リスク管理に関する個々の意識醸成を促す。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会の経営戦略決定を受けて、迅速に職務を執行できる体制を構築し、経営・監督と業務執行の責任と権限を明確化する。

- ① 取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
- ② 取締役会は、事業環境の動向を踏まえた経営方針に基づき事業計画を策定し、各部門においては、計画達成に向け具体的な行動計画を立案する。
- ③ 通常の職務遂行については、「職務権限規程」「業務分掌規程」に基づき、権限と責任を明確化する。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループにおける業務の適正を確保するため、以下のとおり体制を整備することとする。

- ① 「経営管理部」は、グループの業務の円滑化を図るとともに、「関連会社管理規程」等グループ管理に関する諸規程に従い、グループ管理体制の整備を行う。
- ② 「内部監査部」は、定期的にグループ会社の監査（業務監査、内部統制監査等）を行うこととし、業務の適正化を推進する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、必要に応じて監査役を補佐する専任スタッフを配置することができる。また、「内部監査部」を中心とした関係各部門は監査役をサポートする。

(7) 監査役を補助する使用人の独立性に関する事項

監査役を補佐する専任スタッフに関する人事異動、人事評価、懲戒処分等については、監査役会の承認を得なければならないものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 全取締役及び使用人は、「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- ② 前項の報告・情報提供として主なものは、以下のとおりとする。
 - ・ 法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは当該事実

- ・ 内部統制システムの構築状況及び運用状況
- ・ 内部監査部の活動状況
- ・ 内部通報制度の運用状況及び通報内容
- ・ 業績及び業績予想の内容及び財務報告に関する重要開示事項の内容
- ・ 当社の重要な会計方針及び会計基準の変更及びその影響

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役による実効的な監査のため、以下の事項を確保するものとする。

- ① 「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に基づき、監査役の経営会議その他の重要な会議への出席等、会社の重要情報に対する監査役のアクセスを保障する。
- ② 監査役会が、その職務を遂行する上で必要とされるときは会計士等の外部専門家の助言等を受けることができることを保障する。

(10) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力による不当要求等に対する対応統括並びに責任部署を経営管理部人事総務課とし、情報を一元管理し、反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備に努めております。また、同部署は日頃より管轄警察署との関係構築に努めており、反社会的勢力の関与が発生した際には、速やかに連絡をし対応することとしております。

債権管理回収業を行うにあたっては「債権回収マニュアル」に「暴力団等の特殊団体介入時の対応心構え」を定め、社内外の関係部署と協力しながら、債権管理回収業務への反社会的勢力の参入排除に努めることとしております。

なお、当社は「警視庁管内サービサー暴力団排除協議会」（債権回収業の営業許可を受けたものは入会が義務付けられております）の会員であり、同会が定期的に開催する研修に参加し反社会的勢力の情報収集や不当要求に対する具体的な対応要領等の講習を受講しております。

(注) この事業報告に記載の金額は表示単位未満を切り捨ててしております。また、比率については表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	33,385	流 動 負 債	29,799
現金及び預金	1,855	短期借入金	22,897
買取債権	20,088	1年内返済予定の長期借入金	5,724
その他の営業債権	2,004	1年内償還予定の社債	250
買取不動産	12,932	未払法人税等	6
その他	651	本社移転損失引当金	57
貸倒引当金	△4,147	その他	864
固 定 資 産	3,323	固 定 負 債	3,207
有形固定資産	18	社 債	500
建 物	13	長 期 借 入 金	2,707
工具、器具及び備品	4	負 債 合 計	33,007
無形固定資産	17	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	3,287	株 主 資 本	689
投資有価証券	2,908	資 本 金	2,036
関連会社長期貸付金	274	資 本 剰 余 金	1,822
その他	117	利 益 剰 余 金	△3,169
貸倒引当金	△12	新株予約権	70
		少数株主持分	2,941
		純 資 産 合 計	3,701
資 産 合 計	36,709	負 債 ・ 純 資 産 合 計	36,709

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
I 営業収益		
買取債権回収高	8,485	
不動産売上高	3,365	
その他の収益	1,760	13,610
II 営業費用		
債権買取原価	6,168	
不動産売上原価	6,719	
その他の原価	236	13,125
営業総利益		485
III 販売費及び一般管理費		4,491
営業損失(△)		△4,006
IV 営業外収益		
受取利息及び配当金	20	
還付消費税等	42	
還付加算金	15	
その他	11	91
V 営業外費用		
支払利息	2,403	
その他	411	2,814
経常損失(△)		△6,729
VI 特別利益		
新株予約権戻入益	31	31
VII 特別損失		
固定資産除却損	5	
投資有価証券評価損	531	
減損損失	1	
本社移転損失引当金繰入額	57	596
税金等調整前当期純損失(△)		△7,294
法人税、住民税及び事業税	26	
法人税等調整額	1,666	1,693
少数株主利益		△132
当期純損失(△)		△8,856

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成20年3月31日残高	1,736	1,522	5,686	8,945
連結会計年度中の変動額				
新株の発行	300	300	—	600
当期純損失(△)	—	—	△8,856	△8,856
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	300	300	△8,856	△8,255
平成21年3月31日残高	2,036	1,822	△3,169	689

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			新株予約権	少数株主 持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計			
平成20年3月31日残高	△23	△0	△23	102	1,531	10,555
連結会計年度中の変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	600
当期純損失(△)	—	—	—	—	—	△8,856
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	23	0	23	△31	1,410	1,402
連結会計年度中の変動額合計	23	0	23	△31	1,410	△6,853
平成21年3月31日残高	—	—	—	70	2,941	3,701

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

子会社はすべて連結しております。

- (1) 連結子会社の数 18社
- (2) 連結子会社の名称 (有)ジェイ・ワン・インベストメンツ、(有)ミヤコキャピタル、(有)ジェイ・ツー・中国投資 その他15社

- (3) 当連結会計年度から新たに組成したジャパン・インキュベーション・ファンドIV投資事業組合を連結の範囲に含めております。

また、前連結会計年度まで連結範囲に含めていた合同会社西新宿エイト、有限責任中間法人西新宿エイト及びその他4社を合わせた計6社がそれぞれ事業終了に伴い清算結了したため、当連結会計年度末において連結の範囲より除外しております。なお、清算結了時までの損益計算書を連結しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用関連会社数 11社
- (2) 関連会社の名称 (有)シー・エヌ・キャピタル、(有)シー・エヌ・ツー、(有)シー・エヌ・スリー、(有)シー・エヌ・フォー、(有)シー・エヌ・インベストメンツ、ストラテック(株) その他5社

- (3) 当連結会計年度において新たに中小企業不動産機構(株)の株式を取得したことにより、同社を持分法適用関連会社を含めております。

また、前連結会計年度まで持分法適用関連会社を含めておりましたその他1社は事業終了に伴い清算結了したため関連会社ではなくなりました。

- (4) 連結決算日と異なる関連会社の持分法の適用については、12月31日を決算日とする(有)シー・エヌ・スリー、(有)シー・エヌ・フォー、(有)シー・エヌ・インベストメンツ及びその他2社は、同社の決算に基づく財務諸表を使用しております。5月31日を決算日とするシー・エヌ・キャピタル、(有)シー・エヌ・ツー及びその他1社は、同社の仮決算に係る第3四半期財務諸表を使用しております。10月31日を決算日とする中小企業不動産機構(株)は、同社の仮決算に係る第1四半期財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は、次のとおりであります。

会社名	決算日
連結子会社 8 社	12月31日
連結子会社 1 社	2月28日

なお、連結子会社については、同社の決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合等への出資については組合の財産の持分相当額に基づき評価しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。

ただし建物（建物附属設備は除く）については定額法によっております。

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 長期前払費用

均等償却によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 本社移転損失引当金

本社の移転に伴い、将来発生が見込まれる固定資産除却損、原状回復費用、その他移転関連費用等の損失額について合理的な見積額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

株式交付費…支出時に全額費用として処理しております。

② 買取債権回収高及び債権回収原価の計上基準

買取債権回収高は、回収時に回収金額を計上しております。

また、債権回収原価については、将来のキャッシュ・フローを見積もることが可能な債権を償却原価法によって算定し、見積もることが困難な債権を回収原価法によって算定しております。

③ 買取不動産の評価基準及び評価方法

買取債権の自己競落又は、債権管理回収業の一環として取得した買取不動産については、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

なお、買取債権の自己競落により買取不動産を取得した際に発生する買取債権回収差益については、買取不動産売却時まで繰延処理しております。

④ 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

なお、控除対象外消費税等は全額当連結会計年度の費用として処理しております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価の方法に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

6. 会計方針の変更

リース取引に関する会計基準等

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。

なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

これにより営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失に与える影響はありません。

7. 表示方法の変更

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において流動資産の「その他」に含めておりました「その他の営業債権」(前連結会計年度2,236百万円)は、資産総額の100分の5超となったため、区分掲記しております。

II. 連結貸借対照表の注記

1. 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。

担保に供している資産	
買取債権	10,970百万円
買取不動産	10,068百万円
投資有価証券	1,960百万円
関連会社長期貸付金	225百万円
合計	23,225百万円
上記に対応する債務	
短期借入金	11,763百万円
1年内返済予定の長期借入金	2,920百万円
長期借入金	2,344百万円
合計	17,028百万円

※ なお、上記以外にその他の関係会社であるNISグループ(株)より連帯保証及び営業貸付金524百万円の担保提供を受けております。また、上記以外に連結上相殺消去されている子会社貸付金1,150百万円及び子会社出資金2,296百万円を担保提供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 25百万円

3. 当座貸越契約及び貸出コミットメント

運転資金の効率的な調達を行うため、その他の関係会社であるNISグループ(株)と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越契約及び貸出コミットメントの総額	10,170百万円
借入実行金額	△1,700百万円
差引額	8,470百万円

III. 連結損益計算書の注記

当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類	金 額 (百万円)
(有)ジェイ・ワン・インベストメンツ	不動産事業用資産	ソフトウェア	1

※ 当社グループは、事業用資産について継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分により、資産のグループ化を行っております。

上記の不動産事業用資産について市場の悪化により将来の使用収益が見込まれないため、当該資産の帳簿価格を回収可能価額まで減少し、当該減少額を減損損失(1百万円)として特別損失に計上しております。

なお、不動産事業用設備の回収可能価額は、使用価値により測定しており、回収可能価額は零として算定しています。

IV. 連結株主資本等変動計算書の注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 1,712,440株
2. 配当に関する事項
該当事項はありません。
3. 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数
普通株式 4,930株

V. 1株当たり情報の注記

1. 1株当たり純資産額 402円54銭
2. 1株当たり当期純損失(△) △7,799円37銭
 - ・ 1株当たり当期純損失の算定上の基礎
連結損益計算書上の当期純損失 △8,856百万円
普通株式に係る当期純損失 △8,856百万円
普通株主に帰属しない金額の内訳 — 百万円
 - ・ 普通株式の期中平均株式数 1,135,505株

VI. 重要な後発事象に関する注記

1. 多額な資金の調達

当社グループは、平成21年4月30日に下記のとおり資金の調達を実行しております。

① 資金使途

借入金の返済

② 調達方法

優先匿名組合出資の受入による調達

③ 調達先及び調達額

中小企業不動産機構株(持分法適用関連会社) 990百万円

中小企業飲食機構 2,020百万円

④ その他重要な特約等

中小企業不動産機構株に対して、買取の請求があった場合、当社が当匿名組合持分の買取をすることを確約及び保証しております。

2. 第三者割当による優先株式の発行の件

平成21年5月13日開催の提出会社取締役会において、本株主総会において必要な議案の承認が得られること等を条件として、中小企業保証機構株を割当先とする、第三者割当てによる第1回第一種優先株式(以下「本優先株式」といいます。)の発行を行うことについて決議しました。

① 第三者割当により発行される本優先株式の募集の目的

当社グループの事業環境及び財務環境は極めて厳しい状況が続くなか、資金効率を高めた収益構造への転換及び財務基盤の安定化を図ることが最優先の経営課題であり、これらを早期に実現し永続的な事業展開を目指していくためには、負債の圧縮と更なる自己資本増強が必要不可欠であると判断し、第三者割当による本優先株式の発行を行うことといたしました。

② 募集株式の種類

ニッシン債権回収株式会社第1回第一種優先株式

③ 払込金額

1株につき100,000円

④ 払込金額の総額

2,000,000,000円(募集株式1株につき100,000円)

⑤ 資本組入額

募集株式1株につき50,000円

⑥ 資本組入額の総額

1,000,000,000円

⑦ 申込及び払込期日

平成21年6月29日

⑧ 発行方法

第三者割当の方法により、中小企業保証機構(株)に本優先株式の全株を割り当てます。

⑨ 資金使途

本件第三社割当増資により調達した手取額につきましては、全額、中小企業保証機構(株)への借入金返済資金に充当する予定であります。

⑩ その他重要な事項

その他の条件については、「第1回第一種優先株式発行要項」に基づくものとします。

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	15,125	流 動 負 債	24,650
現金及び預金	1,269	短期借入金	20,297
買 取 債 権	16,628	1年内返済予定の長期借入金	3,924
買 取 不 動 産	7	1年内償還予定の社債	250
前 払 費 用	63	未 払 金	31
関係会社短期貸付金	175	未 払 費 用	7
預 け 金	113	未 払 法 人 税 等	5
そ の 他	57	預 り 金	20
貸 倒 引 当 金	△3,189	本社移転損失引当金	57
固 定 資 産	11,403	そ の 他	56
有 形 固 定 資 産	18	固 定 負 債	3,207
建 物	13	社 債	500
器 具 備 品	4	長 期 借 入 金	2,707
無 形 固 定 資 産	17	負 債 合 計	27,857
ソ フ ト ウ ェ ア	17	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	11,368	株 主 資 本	△1,399
投 資 有 価 証 券	438	資 本 金	2,036
関 係 会 社 株 式	102	資 本 剰 余 金	1,822
その他の関係会社有価証券	1	資 本 準 備 金	1,822
出 資 金	1	利 益 剰 余 金	△5,258
関係会社長期貸付金	14,252	利 益 準 備 金	2
長 期 前 払 費 用	2	そ の 他 利 益 剰 余 金	△5,260
そ の 他	77	別 途 積 立 金	1,500
貸 倒 引 当 金	△3,508	繰 越 利 益 剰 余 金	△6,760
		新 株 予 約 権	70
		純 資 産 合 計	△1,328
資 産 合 計	26,529	負 債 ・ 純 資 産 合 計	26,529

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
I 営業収益		
買取債権回収高	8,182	
不動産売上高	9	
その他の収益	240	8,433
II 営業費用		
債権買取原価	5,936	
不動産売上原価	14	
その他の原価	28	5,978
営業総利益		2,454
III 販売費及び一般管理費		3,010
営業損失(△)		△555
IV 営業外収益		
受取利息	321	
受取配当金	0	
その他の	22	343
V 営業外費用		
支払利息	2,285	
社債利息	12	
貸倒引当金繰入額	3,691	
その他の	207	6,197
経常損失(△)		△6,409
VI 特別利益		
新株予約権戻入益	31	31
VII 特別損失		
固定資産除却損	4	
投資有価証券評価損	381	
関係会社株式評価損	32	
本社移転損失引当金繰入額	57	477
税引前当期純損失(△)		△6,855
法人税、住民税及び事業税	18	
法人税等調整額	980	998
当期純損失(△)		△7,853

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金 別途積立金	繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
平成20年3月31日残高	1,736	1,522	1,522	2	1,500	1,093	2,595
事業年度中の変動額							
新 株 の 発 行	300	300	300	—	—	—	—
当期純損失 (△)	—	—	—	—	—	△7,853	△7,853
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	300	300	300	—	—	△7,853	△7,853
平成21年3月31日残高	2,036	1,822	1,822	2	1,500	△6,760	△5,258

(単位：百万円)

	株主資本	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計		
平成20年3月31日残高	5,854	△23	△0	△23	102	5,933
事業年度中の変動額						
新 株 の 発 行	600	—	—	—	—	600
当期純損失 (△)	△7,853	—	—	—	—	△7,853
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	—	23	0	23	△31	△8
事業年度中の変動額合計	△7,253	23	0	23	△31	△7,261
平成21年3月31日残高	△1,399	—	—	—	70	△1,328

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合等への出資については組合の財産の持分相当額に基づき評価しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法によっております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

無形固定資産……自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

長期前払費用……均等償却によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上していません。

本社移転損失引当金……本社移転に伴い、将来発生が見込まれる固定資産除却損、原状回復費用、その他移転関連費用等の損失額について合理的な見積額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

買取債権回収高は、回収時に回収金額を計上しております。また、債権回収原価については、将来のキャッシュ・フローを見積もることが可能な債権を償却原価法によって算定し、見積もることが困難な債権を回収原価法によって算定していません。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

株式交付費……支出時に全額費用として処理しております。

(2) 買取不動産の評価基準及び評価方法

買取債権の自己競落又は、債権管理回収業の一環として取得した買取不動産については、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

なお、買取債権の自己競落により買取不動産を取得した際に発生する買取債権回収差益については、買取不動産売却時まで繰延処理しております。

(3) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。なお、控除対象外消費税等は全額当期の費用として処理しております。

6. 会計方針の変更

リース取引に関する会計基準等

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。

なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

これにより営業損失、経常損失及び税引前当期純損失に与える影響はありません。

7. 表示方法の変更

（貸借対照表関係）

前事業年度において区分掲記しておりました「未収収益」（当事業年度 0百万円）は資産総額の100分の1以下となったため、流動資産の「その他」に含めて表示しております。

II. 貸借対照表の注記

1. 担保に供している資産

買取債権	10,970百万円
投資有価証券	394百万円
関係会社株式	5百万円
合計	11,370百万円

上記に対応する債務

短期借入金	9,163百万円
1年内返済予定長期借入金	1,120百万円
長期借入金	2,344百万円
合計	12,628百万円

なお、上記以外に子会社の買取不動産4,455百万円、関係会社貸付金1,375百万円、組合出資金3,847百万円、関係会社株式1百万円の担保提供を受けており、また、その他の関係会社であるNISグループ(株)より連帯保証及び営業貸付金524百万円の担保提供を受けております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 25百万円

3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期借入金 1,700百万円

4. 当座貸越契約及び貸出コミットメント

運転資金の効率的な調達を行うため、その他の関係会社であるNISグループ(株)と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越契約及び貸出コミットメントの総額	10,170百万円
借入実行金額	△1,700百万円
差引額	8,470百万円

VI. リースにより使用する固定資産の注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、コンピュータ・システム一式等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却累 計額相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
器具備品	17	10	6
ソフトウェア	32	22	9
合計	49	33	16

2. 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	7百万円
1年超	9百万円
合計	16百万円

3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	16百万円
減価償却費相当額	15百万円
支払利息相当額	0百万円

4. 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

- 減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- 利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期の配分方法については、利息法によっております。

Ⅶ. 関連当事者との取引の注記

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の被所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の関係会社	NISグループ(株)	25.8 (直接)	資金の借入	資金の借入	5,890	短期借入金	1,700
				利息の支払	942	—	—
				当社の銀行借入金に対する営業貸付金の担保受入及び債務被保証(注)2	369	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の借入に係る利息については、NISグループ(株)の調達金利等を勧案し、両社協議の上決定しております。
2. 当社は、銀行借入に対してNISグループ(株)より債務保証を受けております。なお年率0.2%の保証料を支払っております。

2. 子会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	(有)ジェイ・ワン・インベストメンツ	100.0 (直接)	資金の貸付	資金の貸付	3,383	関係会社長期貸付金	14,079
						関係会社短期貸付金	175
				利息の受取	309	—	—
	当社の金融機関借入金に対する不動産の担保受入	4,455	—	—			

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 資金の貸付に係る利息については、一般市中金利等を参考にして、両社協議の上決定しております。

VIII. 1株当たり情報の注記

1. 1株当たり純資産額	△817円06銭
2. 1株当たり当期純損失（△）	△6,916円51銭
・ 1株当たり当期純損失の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純損失	△7,853百万円
普通株式に係る当期純損失	△7,853百万円
普通株主に帰属しない金額の内訳	一百万円
・ 普通株式の期中平均株式数	1,135,505株

IX. 重要な後発事象に関する注記

1. 多額な資金の調達

当社は、平成21年4月30日に下記のとおり資金の調達を実行しております。

① 資金使途

借入金の返済

② 調達方法

買取債権譲渡による調達

③ 調達先及び調達額

㈱西新宿投資2号（連結子会社） 5,083百万円

なお、買取債権を譲渡するにあたり、㈱西新宿投資2号（連結子会社）は優先匿名組合契約に基づきそれぞれ中小企業不動産機構㈱（持分法適用関連会社）から990百万円、中小企業飲食機構㈱（第三者）から2,020百万円、ジェイ・ワン・インベストメンツ㈱（連結子会社）から990百万円及び劣後匿名組合契約に基づき当社から1,041百万円を調達しており、買取債権のリスクが譲渡先である㈱西新宿投資2号に移転していると認められないため、金融処理を行っております。

④ その他重要な特約等

中小企業不動産機構㈱に対して、買取の請求があった場合、当社が当匿名組合持分の買取をすることを確約及び保証しております。

2. 第三者割当による優先株式の発行の件

平成21年5月13日開催の当社取締役会において、本株主総会において必要な議案の承認が得られること等を条件として、中小企業保証機構(株)を割当先とする、第三者割当てによる第1回第一種優先株式（以下「本優先株式」といいます。）の発行を行うことについて決議しました。

① 第三者割当により発行される本優先株式の募集の目的

当社の事業環境及び財務環境は極めて厳しい状況が続くなか、資金効率を高めた収益構造への転換及び財務基盤の安定化を図ることが最優先の経営課題であり、これらを早期に実現し永続的な事業展開を目指していくためには、負債の圧縮と更なる自己資本増強が必要不可欠であると判断し、第三者割当による本優先株式の発行を行うことといたしました。

② 募集株式の種類

ニッシン債権回収株式会社第1回第一種優先株式

③ 払込金額

1株につき100,000円

④ 払込金額の総額

2,000,000,000円（募集株式1株につき100,000円）

⑤ 資本組入額

募集株式1株につき50,000円

⑥ 資本組入額の総額

1,000,000,000円

⑦ 申込及び払込期日

平成21年6月29日

⑧ 発行方法

第三者割当の方法により、中小企業保証機構(株)に本優先株式の全株を割り当てます。

⑨ 資金使途

本件第三社割当増資により調達した手取額につきましては、全額、中小企業保証機構(株)への借入金返済資金に充当する予定であります。

⑩ その他重要な事項

その他の条件については、「第1回第一種優先株式発行要項」に基づくものとします。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年5月13日

ニッシン債権回収 株式会社
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

代表社員	公認会計士	高瀬 敬介	Ⓔ
業務執行社員			
代表社員	公認会計士	山本 公太	Ⓔ
業務執行社員			

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ニッシン債権回収株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッシン債権回収株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象1.に記載のとおり、会社は平成21年4月30日に優先匿名組合出資の受入による資金調達を行っている。

重要な後発事象2.に記載のとおり、会社は平成21年5月13日開催の取締役会において、第三者割当による優先株式の発行の決議を行っている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年5月13日

ニッシン債権回収 株式会社
取締役 会 御中

三 優 監 査 法 人

代表社員	公認会計士	高瀬 敬 介	Ⓔ
業務執行社員			
代表社員	公認会計士	山本 公 太	Ⓔ
業務執行社員			

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ニッシン債権回収株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象1.に記載のとおり、会社は平成21年4月30日に買取債権譲渡による資金調達を行っている。

重要な後発事象2.に記載のとおり、会社は平成21年5月13日開催の取締役会において、第三者割当による優先株式の発行の決議を行っている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月15日

ニッシン債権回収株式会社

常勤監査役 白石幸雄 ㊟

社外監査役 山田啓之 ㊟

社外監査役 末永俊幸 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 現在、登記上の本店所在地を東京都新宿区西新宿1丁目25番1号としておりますが、実際の本店業務は東京都千代田区九段南4丁目2番11号にて行っておりますので、定款の定めをこれと一致させるべく、現行定款第3条（本店の所在地）の変更を行い、附則をもって効力発生時期を明確にするものです。
- (2) 当社は、金融市場の信用収縮の長期化、不動産市況の著しい低迷及び流動性の低下等の影響から、当社グループの資金調達環境が悪化している状況に鑑み、第2号議案及び第3号議案記載のとおり、新たな種類の株式の発行により、当社の資本増強・資金調達を図る必要があると考えております。本議案は、それに備えるため、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するとともに、第2章の2優先株式及び第14条の2（種類株主総会）に関する規定を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>（本店の所在地）</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。</p> <p>第2章 株式</p> <p>（発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>3,200,000株</u>とする。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>（本店の所在地）</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。</p> <p>第2章 株式</p> <p>（発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>3,240,000株</u>とし、<u>各種類の株式の発行可能種類株式総数は次のとおりとする。</u></p> <p>普通株式 <u>3,200,000株</u></p> <p>第1回第一種優先株式 <u>20,000株</u></p> <p>第2回第一種優先株式 <u>10,000株</u></p> <p>第3回第一種優先株式 <u>10,000株</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設) (新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章の 2 優先株式</p> <p>(優先配当金)</p> <p>第 8 条の 2 当社は、毎年 3 月 31 日を基準日とする剰余金の配当（以下「期末配当」という。）ををするときは、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された第 1 回第一種優先株式、第 2 回第一種優先株式及び第 3 回第一種優先株式（総称して、以下「優先株式」という。）を有する株主（以下「優先株主」という。）又は優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、優先株式 1 株につき 8,000 円の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）（但し、各優先株式の払込期日の属する事業年度末日を基準日とする優先配当金の額は、8,000 円に払込期日（同日を含む。）から当該事業年度末日（同日を含む。）までの日数を乗じて 365 で除した額（1 円未満を切り捨てる。）を基準に、各優先株式を初めて発行する時までに株主総会又は取締役会の決議で定める額とする。）を行う。但し、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、第 8 条の 3 に定める優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。</p> <p>② ある事業年度において優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う優先株式 1 株当たりの剰余金の額（以下に定める累積未払優先配当金の配当を除く。）が、優先配当金に達しないときは、その不足額（以下「未払優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。当社は、累積した未払優先配当金（以下「累積未払優先配当金」という。）を、当該翌事業年度以降の優先配当金（第 8 条の 3 に定める優先期中配当金を含む。）及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立って、これを優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p>	<p>③ <u>優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金（累積未払優先配当金の配当を除く。）を超えて剰余金の配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号若しくは同法第760条第7号に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号若しくは同法第765条第1項第8号に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</u></p> <p><u>(優先期中配当金)</u></p> <p><u>第8条の3 当社は、毎年3月31日以外の日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）とする剰余金の配当（以下「期中配当」という。）をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された優先株主又は優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき、1年当たり8,000円を基準として、当該期中配当基準日が属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間で月割計算（但し、1ヶ月未満の期間については年365日の日割計算）により算出される金額（1円未満を切り捨てる。）を上限とする金銭による剰余金の配当（以下「優先期中配当金」という。）（但し、各優先株式の払込期日の属する事業年度末日の前日までの間を期中配当基準日とする優先期中配当金の額の算出は、「当該期中配当基準日が属する事業年度の初日」を「払込期日」と読み替えて行うものとする。）を行う。但し、当該期中配当の基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定める優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p><u>(残余財産の分配)</u></p> <p>第8条の4 当社は、残余財産を分配するとき は、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、 普通株主又は普通登録株式質権者に先 立ち、優先株式1株当たりの残余財産分配 価額として100,000円に当該残余財産を分 配する日における累積未払優先配当金の合 計額を加えた額を支払う。</p> <p>② 優先株主又は優先登録株式質権者に対し ては、第1項のほか残余財産の分配を行わ ない。</p>
(新設)	<p><u>(議決権)</u></p> <p>第8条の5 優先株主は、株主総会において議決 権を有しない。</p>
(新設)	<p><u>(株式の併合又は分割、募集株式の割当て等)</u></p> <p>第8条の6 当社は、法令に定める場合を除 き、優先株式について株式の分割又は併合 を行わない。</p> <p>② 当社は、優先株主には、募集株式の割 当てを受ける権利又は募集新株予約権の割 当てを受ける権利を与えず、また、株式無 償割当て又は新株予約権無償割当てを行わ ない。</p>
(新設)	<p><u>(金銭対価とする取得条項)</u></p> <p>第8条の7 当社は、平成24年4月1日以降で 当会社取締役会が別途定める日（以下、本 条において、「取得日」という。）をもつ て、優先株式の全部又は一部を取得するこ とができる。なお、一部取得する場合は、 比例按分又はその他当会社の取締役会が定 める合理的な方法による。</p> <p>② 前項の場合の優先株式1株当たりの取得 価額は、100,000円に、取得日における当 該優先株式の累積未払優先配当金の合計額 及び8,000円に取得日の属する事業年度の 初日（同日を含む。）から取得日（同日を 含む。）までの日数を乗じて365で除した額 （1円未満を切り捨てる。）（但し、当該事 業年度において優先期中配当金を支払った ときは、その合計額を控除した額とする。） を加えた額とする。</p>

第2号議案 第三者割当による募集株式発行（第1回第一種優先株式）の件

本議案は、第1号議案が原案とおり承認可決されることを条件として、以下の要領により、中小企業保証機構株式会社を割当先とする第三者割当ての方法による第1回第一種優先株式の発行についてご承認をお願いするものであります。

1. 募集株式を引き受ける者に対して特に有利な払込金額をもって募集株式を発行することを必要とする理由

当社グループにおきましては、金融市場の信用収縮の長期化、不動産市況の著しい低迷及び流動性の低下等の影響から、資金調達環境が悪化しております。また、当社の主力事業である債権管理回収業務においては特に不動産担保債権の回収、また連結子会社で行う不動産業務が低迷しているなど、当社グループをとりまく事業環境はきわめて厳しい状況が続いております。

このような厳しい事業環境及び資金調達環境下において、経営再建に向けた取組を一層推進し永続的な事業発展を目指していくためには、早急な債務の圧縮と更なる自己資本増強による信用力の回復が必要であると考えております。

上記のとおり、喫緊の課題となっている債務の圧縮及び自己資本増強を達成するために、当社は、中小企業保証機構株式会社を割当先として、第1回第一種優先株式を払込金額の総額を20億円として発行することが必要であると判断いたしました。

なお、割当予定先の中小企業保証機構株式会社は、平成20年12月15日に、当社の筆頭株主であるNISグループ株式会社より、当社普通株式152,270株を譲り受け、また平成20年12月22日には、同様に152,270株、54,300株をそれぞれ取得していたビービーネット株式会社（現社名「中小企業投資機構株式会社」）と日本振興銀行株式会社とともに、当社の今後の経営面、財務面、事業面の改善に関する基本合意書をNISグループ株式会社及び当社との5者間で締結し、それ以後、当社の経営再建に向けて全面的なご協力をいただいております。また、上記の株式取得に先立ち、中小企業保証機構株式会社は、NISグループ株式会社の経営再建に対する支援の一環として、NISグループ株式会社より総額約48億円の当社に対する貸付債権を取得して大口債権者となっております。

以下2.に記載のとおり、第1回第一種優先株式の1株あたりの払込金額は100,000円としております。当社といたしましては、かかる払込金額は、当社の業績・資産内容・事業収益性・資本構成・第1回第一種優先株式の内容・市場状況等を考慮すれば合理的な水準であると考えておりますが、優先株式の評価に関する考え方はさまざまな見解があることが想定されるため、

第1回第一種優先株式の払込金額が募集株式を引き受ける者に特に有利な金額とされる可能性があることを踏まえて、株主の皆様のご承認をいただきたく本総会にお諮りするものです。

株主の皆様におかれましては何卒諸事情ご賢察の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

2. 第1回第一種優先株式の内容

第1回第一種優先株式発行要項

1. 募集株式の種類

ニッシン債権回収株式会社第1回第一種優先株式（以下「第1回第一種優先株式」という。）

2. 募集株式数

20,000株

3. 募集株式の払込金額

1株につき100,000円

4. 払込金額の総額

2,000,000,000円

5. 払込期日

平成21年6月29日

6. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

増加する資本金の額は1,000,000,000円（1株につき50,000円）とし、増加する資本準備金の額は1,000,000,000円（1株につき50,000円）とする。

7. 発行方法

第三者割当ての方法により、全株式を中小企業保証機構株式会社に割り当てる。

8. 第1回第一種優先配当金

(1) 第1回第一種優先配当金（期末配当）

当社は、毎年3月31日を基準日とする剰余金の配当（以下「期末配当」という。）をするとき、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回第一種優先株式を有する株主（以下「第1回第一種優先株主」という。）又は第1回第一種優先株式の登録株式質権者（以下「第1回第一種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第1回第一種優先株式1株につき8,000円の金銭による剰余金の配当（以下「第1回第一種優先配当金」という。）（但し、平成22年3月31日を基準日とする第1回第一種優先配当金の額は6,049円とする。）を行う。但し、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、第9項に定

める第1回第一種優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。

(2) 累積条項

ある事業年度において第1回第一種優先株主又は第1回第一種優先登録株式質権者に対して支払う第1回第一種優先株式1株当たりの剰余金の額（以下に定める累積未払第1回第一種優先配当金の配当を除く。）が、第1回第一種優先配当金に達しないときは、その不足額（以下「未払第1回第一種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。当社は、累積した未払第1回第一種優先配当金（以下「累積未払第1回第一種優先配当金」という。）を、当該翌事業年度以降の第1回第一種優先配当金（第9項に定める第1回第一種優先期中配当金を含む。）及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立って、これを第1回第一種優先株主又は第1回第一種優先登録株式質権者に対して支払う。

(3) 非参加条項

第1回第一種優先株主又は第1回第一種優先登録株式質権者に対しては、第1回第一種優先配当金（累積未払第1回第一種優先配当金の配当を除く。）を超えて剰余金の配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

9. 第1回第一種優先期中配当金

当社は、毎年3月31日以外の日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）とする剰余金の配当（以下「期中配当」という。）をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回第一種優先株主又は第1回第一種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、第1回第一種優先株式1株につき、1年当たり8,000円を基準として、当該期中配当基準日が属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間で月割計算（但し、1ヶ月未満の期間については年365日の日割計算）により算出される金額（1円未満を切り捨てる。）を上限とする金銭による剰余金の配当（以下「第1回第一種優先期中配当金」という。）（但し、平成22年3月30日までの間を期中配当基準日とする第1回第一種優先期中配当金の額の算出は、「当該期中配当基準日が属する事業年度の初日」を「払込期日」と読み替えて行うものとする。）を行う。但し、当該期中配当の基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本項に定める第1回第一種優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。

10. 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第1回第一種優先株主又は第1回第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第1回第一種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として100,000円に当該残余財産を分配する日における累積未払第1回第一種優先配当金の合計額を加えた額を支払う。

第1回第一種優先株主又は第1回第一種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

11. 議決権

第1回第一種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

12. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第1回第一種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。

当社は、第1回第一種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

13. 金銭を対価とする取得条項

当社は、平成24年4月1日以降で当社取締役会が別途定める日（以下、本項において、「取得日」という。）をもって、第1回第一種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、一部取得する場合は、比例按分又はその他当社の取締役会が定める合理的な方法による。

この場合の第1回第一種優先株式1株当たりの取得価額は、100,000円に、取得日における当該第1回第一種優先株式の累積未払第1回第一種優先配当金の合計額及び8,000円に取得日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日（同日を含む。）までの日数を乗じて365で除した額（1円未満を切り捨てる。）（但し、当該事業年度において第1回第一種優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。）を加えた額とする。

14. 金銭を対価とする取得請求権

第1回第一種優先株主は、当社に対し、平成28年6月30日以降、30日以上前の事前の通知を行うことにより、第1回第一種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求することができる。この場合、当社は、当該請求の効力が生ずる日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、第1回第一種優先株式の全部又は一部の取得を行うものとする（以下、本項において、当該取得を行う日を「取得日」という。）。但し、分配可能額を超えて第1回第一種優先株主から取得請求があった場合、取得すべき第1回第一種優先株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。

この場合の第1回第一種優先株式1株当たりの取得価額は、100,000円に、取得日における当該第1回第一種優先株式の累積未払第1回第一種優先配当金の合計額及び8,000円に取得日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日（同日を含む。）までの日数を乗じて365で除した額（1円未満を切り捨てる。）（但し、当該事業年度において第1回第一種優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。）を加えた額とする。

15. 優先順位

第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式及び第3回第一種優先株式の剰余金の配当（当社定款第8条の2第2項に規定する累積条項に基づくものを含む。）の支払順位は、全て同順位とする。また、第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式及び第3回第一種優先株式の残余財産の分配順位は、同順位とする。

第3号議案 第三者割当による募集株式発行（第2回第一種優先株式及び第3回第一種優先株式）の募集事項決定の委任の件

本議案は、第1号議案が原案とおりの承認可決されることを条件として、第1号議案が承認された場合の当社定款の定める第2回第一種優先株式及び第3回第一種優先株式の募集事項の決定を、会社法第199条及び第200条に基づき取締役会に委任することについてご承認をお願いするものであります。

1. 募集株式を引き受ける者に対して特に有利な払込金額の下限で募集株式を発行することを必要とする理由

上記「第2号議案 1. 募集株式を引き受ける者に対して特に有利な払込金額をもって募集株式を発行することを必要とする理由」に記載のとおり、当社をとりまく事業環境及び資金調達環境は、金融市場の信用収縮の長期化等の影響により、極めて厳しい状況が続いております。かかる状況下において、経営再建に向けた取組を一層推進し永続的な事業発展を目指していくためには、当社取締役会の判断により、第1号議案が承認された場合の発行可能種類株式総数の範囲内で、必要に応じて、上記第1回第一種優先株式と実質的に同内容の第2回第一種優先株式及び第3回第一種優先株式を発行することで機動的な資本調達を可能にすることが極めて重要であると判断いたしました。

そこで、当社といたしましては、上記の「第1号議案 2. 変更の内容」に記載した事項を株式の内容とする第2回第一種優先株式及び第3回第一種優先株式について、払込金額の下限を1株あたり100,000円として取締役会決議により機動的に発行できる準備をいたしたく存じます。

当社といたしましては、かかる払込金額の下限については、上記第1回第

一種優先株式の払込金額と同様に、当社の業績・資産内容・事業収益性・資本構成・第2回第一種優先株式及び第3回第一種優先株式の内容・市場状況等を考慮すれば合理的な水準であると考えておりますが、第2回第一種優先株式及び第3回第一種優先株式の払込金額が募集株式を引き受ける者に特に有利な金額とされる可能性があることを踏まえて、株主の皆様のご承認をいただきたく本総会にお諮りするものです。

株主の皆様におかれましては何卒諸事情ご賢察の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

2. 募集株式の内容

(1) 第2回第一種優先株式

- | | |
|--------------|--|
| ① 募集株式の種類 | 第2回第一種優先株式 |
| ② 募集株式数の上限 | 10,000株 |
| ③ 払込金額の下限 | 100,000円 |
| ④ 払込期日 | 本議案承認の日から1年以内の日で取締役会の決議により決定する日 |
| ⑤ 募集事項の決定の委任 | 上記に定めるもののほか、募集株式の募集事項及び割当てに関する細目事項については、取締役会決議により決定する。 |

(2) 第3回第一種優先株式

- | | |
|--------------|--|
| ① 募集株式の種類 | 第3回第一種優先株式 |
| ② 募集株式数の上限 | 10,000株 |
| ③ 払込金額の下限 | 100,000円 |
| ④ 払込期日 | 本議案承認の日から1年以内の日で取締役会の決議により決定する日 |
| ⑤ 募集事項の決定の委任 | 上記に定めるもののほか、募集株式の募集事項及び割当てに関する細目事項については、取締役会決議により決定する。 |

第4号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する 当社の 株式数
1	合田 益己 (昭和29年5月13日)	昭和54年6月 日新商事（現NISグループ株式会社）入社 平成12年10月 同社管理部長 平成13年7月 当社取締役審査部長 平成14年6月 当社取締役審査部長兼総務部長 平成15年6月 当社取締役総務部長 平成16年1月 当社常務取締役総務部長 平成16年6月 当社常務取締役 平成17年7月 当社常務取締役事業開発部長 平成18年7月 当社常務取締役 平成18年8月 当社常務取締役兼執行役員 平成19年6月 当社代表取締役社長兼執行役員（現任）	6,913株
2	蜂須賀 文晴 (昭和49年7月9日)	平成15年3月 株式会社ジャスティス債権回収社 平成16年10月 アストライ債権回収株式会社入社 平成17年6月 日本振興銀行株式会社入行 平成20年12月 当社社長付部長 平成21年2月 当社代表取締役副社長兼執行役員（現任）	一株
3	山口 達也 (昭和46年4月5日)	平成6年4月 株式会社ニッシン（現NISグループ株式会社）入社 平成15年10月 同社経営企画部副部長 平成16年3月 当社経営企画部長 平成17年11月 当社経営企画部長兼総務部長 平成18年8月 当社執行役員経営管理部長 平成19年6月 当社常務取締役兼執行役員経営管理部長（現任）	2,165株
4	森 泉 浩 一 (昭和42年4月3日)	平成15年11月 株式会社グラックス・アンド・アソシエイツ取締役 平成17年2月 当社アセットマネジメント部副部長 平成17年7月 当社アセットマネジメント部長付部長 平成17年9月 当社アセットマネジメント部長 平成18年8月 当社執行役員アセットマネジメント部長 平成19年6月 当社取締役兼執行役員アセットマネジメント部長 平成19年12月 当社取締役兼執行役員投資事業部長（現任）	237株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する 当社の 株式数
5	豊嶋秀直 (昭和14年3月30日)	昭和40年4月 東京地方検察庁検事 昭和63年12月 東京高等検察庁検事 平成5年7月 最高検察庁検事 平成9年12月 公安調査庁長官 平成12年11月 福岡高等検察庁検事長 平成13年10月 弁護士登録(東京弁護士会) 平成17年6月 当社取締役 平成18年8月 当社取締役兼執行役員(現任)	259株
6	清水克敏 (昭和29年4月9日)	平成11年4月 株式会社リサ・パートナーズ取締役 平成14年10月 株式会社エイマックス取締役 平成15年6月 当社審査部長 平成16年1月 当社取締役審査部長 平成16年3月 当社取締役アセットマネジメント部長 平成17年9月 当社取締役アセットマネジメント部担当 平成18年6月 株式会社ニッシン(現NISグループ株式会社)取締役 平成18年8月 当社取締役(現任) 平成19年6月 NISグループ株式会社常務取締役 平成21年1月 中小企業不動産機構株式会社代表取締役(現任) 平成21年3月 S ME 不動産販売株式会社代表取締役(現任) (他の法人等の代表状況) 中小企業不動産機構株式会社代表取締役 S ME 不動産販売株式会社代表取締役	1,869株
7	小室康二 (昭和47年10月29日)	平成16年11月 ビジネクスト株式会社入社 平成18年6月 日本振興銀行株式会社入行 平成21年2月 当社取締役(現任)	一株
8	寺崎洋二 (昭和22年11月12日)	昭和46年4月 株式会社協和銀行(現株式会社りそな銀行)入行 平成7年12月 株式会社小林洋行入社 平成9年12月 株式会社フジトミ入社 平成16年12月 株式会社アーバネットコーポレーション入社 平成20年12月 中小企業人材機構株式会社入社 平成21年1月 中小企業不動産機構株式会社監査役 平成21年2月 当社取締役(現任) 平成21年3月 S ME 不動産販売株式会社監査役(現任) 平成21年3月 株式会社ベンチャー・リンク社外監査役(現任)	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する 当社の 株式数
9	今村和夫 (昭和40年7月6日)	平成18年4月 日本振興銀行株式会社入社 平成21年1月 中小企業債権回収機構株式会社入社 平成21年2月 当社取締役(現任)	一株
10	丸山宏幸 (昭和39年11月18日)	昭和63年4月 和光証券株式会社(現新光証券株式会社)入社 平成18年1月 日本振興銀行株式会社入社 平成21年1月 中小企業債権回収機構株式会社入社 平成21年2月 当社取締役(現任)	一株
11	安田兼人 (昭和36年2月18日)	平成19年1月 日本振興銀行株式会社入社 平成21年1月 中小企業債権回収機構株式会社入社 平成21年2月 当社取締役(現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 豊嶋秀直氏は、「債権管理回収業に関する特別措置法」第5条第4項に定める取締役弁護士候補者であります。
3. 清水克敏氏は、当社の関連会社である中小企業不動産機構株式会社の代表取締役を兼任しております。
4. 小室康二、寺崎洋二、今村和夫、丸山宏幸、安田兼人の各氏は、社外取締役候補者であります。
- (1) 小室康二氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏の銀行業務に関する豊富な経験を、当社業務執行等に対する経営監督に活かしていただきたく、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- なお、同氏は、日本振興銀行株式会社の業務執行者であり、当社は同社との間に、資金の借入の取引関係があります。
- また、同氏は、当社の社外取締役であり、社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって5ヶ月となります。
- (2) 寺崎洋二氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏の銀行業務、経営管理業務に関する豊富な経験を、当社業務執行等に対する経営監督に活かしていただきたく、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- なお、同氏は、当社の社外取締役であり、社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって5ヶ月となります。
- (3) 今村和夫、丸山宏幸、安田兼人の各氏を社外取締役候補者とした理由は、各氏の銀行業務、債権管理回収業務に関する豊富な経験を、当社業務執行等に対する経営監督に活かしていただきたく、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- なお、各氏は、中小企業債権回収機構株式会社の業務執行者であり、当社は同社との間に資金の借入等の取引関係があります。
- また、各氏は、当社の社外取締役であり、社外取締役在任期間は本総会終結の時をもってそれぞれ5ヶ月となります。
5. 当社は、現行定款において、社外取締役の責任限定契約に関する規定を設けており、当該定款に基づき当社が社外取締役候補者である各氏と継続する予定の責任限定契約の内容は次のとおりであります。
- (責任限定契約の概要)
- 社外取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金10百万円又は法令の定める額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

第5号議案 監査役2名選任の件

監査役山田啓之氏は、本総会終結の時をもって任期満了となり、監査役末永俊幸氏は、本総会終結の時をもって辞任いたします。つきましては、改めて監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する 当社の 株式数
1	山田啓之 (昭和39年10月20日)	平成3年5月 柳澤・迫本公認会計士事務所入所 平成8年8月 税理士登録 平成12年3月 株式会社ジーピージー代表取締役 平成12年11月 エイジックス株式会社代表取締役 平成13年7月 当社監査役(現任) (他の法人等の代表状況) 株式会社ジーピージー代表取締役 エイジックス株式会社代表取締役	1,687株
2	出元英伸 (昭和22年12月25日)	昭和46年4月 住友信託銀行株式会社入行 平成17年6月 株式会社IDXテクノロジーズ取締役 平成19年4月 岸コンサルティング事務所株式会社入社 平成19年9月 株式会社ザ・アール入社 平成20年3月 ヒューマンアソシエイツ株式会社入社 平成21年2月 中小企業人材機構株式会社入社 平成21年3月 中小企業信用機構株式会社監査役 (現任) 平成21年5月 マルマン株式会社社外監査役(現任) (現在に至る)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 山田啓之氏、出元英伸氏の両氏は、社外監査役候補者であります。
- (1) 山田啓之氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏の税理士として培われた専門的な知識、経験等を、当社の監査体制に活かしていただきたく、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- なお、同氏は、当社の社外監査役であり、社外監査役在任期間は本総会終結の時をもって8年となります。
- (2) 出元英伸氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏の銀行業務、経営管理業務に関する豊富な経験を、当社の監査体制に活かしていただきたく、社外監査役として選任をお願いするものであります。
3. 当社は、現行定款において、社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けており、当該定款に基づき当社が社外監査役候補者である両氏と継続、締結する予定の責任限定契約の内容は次のとおりであります。
- (責任限定契約の概要)
- 社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金10百万円又は法令の定める額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

以上

インターネットでの議決権行使について

1. インターネットによる議決権行使に際して、ご了承ください事項

議決権をインターネットにより行使される場合は、次の事項をご了承の上、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

- 1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト（下記URLをご参照ください。）をご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、インターネットにより、議決権を行使される場合は、招集ご通知同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードが必要となります。
- 2) 今回ご案内する議決権行使コード及びパスワードは、本総会に関してのみ有効です。次の総会の際には、新たに議決権行使コード及びパスワードを発行いたします。
- 3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使としてお取扱いいたします。
- 4) インターネットで複数回数議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取扱いいたします。
- 5) インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

2. インターネットによる議決権行使の具体的方法

- 1) <http://www.it-soukai.com>又は<https://daiko.mizuho-tb.co.jp>にアクセスしてください。行使期間中の午前3時～午前5時は上記URLにアクセスすることができません。
- 2) 議決権行使コード及びパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押してください。議決権行使コード及びパスワードは、招集ご通知同封の議決権行使書用紙右下に記載しております。
- 3) 画面の案内に従い、議決権を行使してください。

3. ご利用環境

パソコンをご利用の場合

- ◎ パ ソ コ ン Windows®機種
(PDA、携帯電話、ゲーム機には対応しておりません。)
- ◎ ブ ラ ウ ザ Microsoft®Internet Explorer5.5以上
- ◎ インターネット環境 プロバイダとの契約などインターネットが利用できる環境
- ◎ 画 面 解 像 度 1024×768以上をご推奨いたします。

*Microsoft、Windowsは米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標又は商標です。

4. セキュリティーについて

行使された情報が改竄・盗聴されないよう暗号化（SSL128bit）技術を使用しておりますので、安心してご利用いただけます。

また議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードとパスワードは、株主様ご本人を認証する重要なものです。他人に絶対知られないようご注意ください。当社より株主様のパスワードをお問い合わせすることはございません。

5. お問い合わせ先について

- 1) 議決権電子行使に関するパソコン等の操作方法等に関する専用お問い合わせ先
みずほ信託銀行 証券代行部 **インターネットヘルプダイヤル**
電話 0120-768-524（フリーダイヤル）
(受付時間 9：00～21：00 土日休日を除く)
- 2) 上記1)以外の住所変更等に関するお問い合わせ先
みずほ信託銀行 証券代行部
電話 0120-288-324（フリーダイヤル）
(受付時間 9：00～17：00 土日休日を除く)

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会 場：東京都新宿区西新宿3丁目2番9号
新宿ワシントンホテル
本館3階「すばる」



●交通機関

- JR新宿駅南口より徒歩約8分
新宿駅から地下道で直結（6：00～22：45）
- 都営大江戸線都庁前駅より徒歩約5分
- 首都高速4号線新宿ランプより約5分